

# エジプトにおける資本主義発展の起点と伝統的社会

なか おか さん えき  
中 岡 三 益

後進国における社会主義への体制移行に関して、今日、アラブ連合共和国（エジプト）のいわゆる「アラブ社会主義」体制が一つの代表的事例とされている。後進性と従属性の克服を目標とするこの社会主義体制は、エジプト社会体制の長期的な変容過程から帰結された発展の現段階である。この現段階にいたる過程は、アラブ社会主義体制がその克服を目標とする後進性と従属性のエジプト的型態が形成・展開されてきた過程であり、次の3画期に分けることができる。

第1画期。西欧のエジプト財政支配とムハンマド・アリー王朝のエジプト人差別政策に対するアラブ革命の失敗後、綿作モノカルチャーにたつ地主制が確立する時期。この画期は、イギリスのエジプト単独占領＝軍事的支配と、いわゆるクローマー体制による制度的改革＝その集約点・地租改正を特徴としている。

第2画期。第1次大戦を契機とするザグルール革命による「独立」の達成後、第1画期の原型に修正・再編成が行なわれる時期。この画期は、イギリスの軍事的支配の継続、エジプト資本主義の発展、議会主義・政党政治およびイギリスの金融・市場支配を特徴としている。

第3画期。1952～58年（スエズ戦争）にいたるエジプト革命による政治的独立の達成期。しかし、この画期には社会革命の明確なプログラムを持つにいたらない。

本稿は、上記の第1画期、すなわちエジプト地

主制を基盤とする従属体制の原型形成期に関する覚書である。

## I いわゆるクローマー体制の概観

19世紀のいわゆる近東問題は、オスマーン帝国に対する西欧（ロシアを含め）の支配権確立・帝国の分割を中心争点とするが、なかでもボスフォラス海峡と後のスエズ問題が重要であった。このとき、帝国領内のエジプトに強力な政権が成立した。

オスマーン帝国領域内で「もっとも活力ある部分」といわれ、その工業力においてエジプト産綿布がイギリス綿布の近東市場支配に対する脅威であると認められ、かつシリアからスダーンにいたる「帝国」建設を達成した軍事力をもったムハンマド・アリー王朝がそれである。このムハンマド・アリー王朝に対するイギリスを中心とする1840年の「集団安全保障」という名の干渉により、エジプトにおける土着の政権の西欧への従属が始まった。同時に、ムハンマド・アリーの「帝国」をささえた軍事力と経済力の基盤である2本の柱、すなわち王朝的土地公有制にたつ農作物の政府独占と、政府企業およびギルドの政府規制による王朝的「産業独占」体制が解体し、この独占体制の解体とともに鍵産業（軍事工業と木綿工業）そのものの壊滅が起こった。クローマー体制に先行する第1の画期であるムハンマド・アリー時代について、第2の画期であるサイドとイスマール時代がくる。

ムハンマド・アリーの後継者のうち、サイド(1854~63年)およびイスマーイール(1863~79年)の時期は、ムハンマド・アリーの王朝的土地公有制の解体期であり、1858年のサイディーア法以後、私的土地所有権の確立への方向が現われ、他方灌漑用運河等の建設により農地の急激な拡大がみられた。この農業における資本主義発展の準備は、とりわけ南北戦争によるエジプト綿のブームによって、綿作地の飛躍的拡大として現われた。P・K・オブライエン(ロンドン大学講師)の試算によれば、この時期の農業発展は第1表のように、著しいものがある。

第1表に示されるように、1830年代と1870年代とを比較すると、耕地面積が約1.3倍であるのに対し、綿花収量が十数倍、食糧(小麦、メイズ)もまた生産量を急増させている。イスマーイール時代の公共投資総額4524万ポンドのうち、運河と鉄

道が過半を占めているが、この額は、ほぼ同期間中の政府歳入の半ばに相当する。そのため1862~73年の間に、エジプト政府は、6850万ポンドの外国借款を行なっている。

しかし1875年、累積した外債償却のため、有名なイスマーイールのスエズ運河持株(全体の4分の1に当たる)のイギリスへの売却譲渡があり、それにもかかわらず、1876年エジプトの財政破産がおとずれた。イギリス、フランス、イタリア、オーストリアの4カ国代表よりなる債務整理委員会がエジプトの国家財政を管理することになり、イギリスが政府収入を、フランスが政府支出を管理するにいたった。1878年、いわゆるイギリス、フランスの「二重管理」体制の確立によって、政府収入の約2分の1が外債償却に当てられることになり、このためのスバル内閣において、蔵相にはイギリスのリバース・ウィルソン、公共事業相にはフランスのド・ブリニエールが就任した。この間、クローマーは債務処理、二重管理の総括者としてインド総督秘書から転出・派遣されている。

約1億ポンドといわれるこの外債償却のための政府収入増大源として、貿易収入、関税収入等のほかに重要な財源として農地税があげられ、1870年代以後、農地税の引上げとひきかえに私的土地所有権の授与が行なわれるのである。最終的には1899年の農地税改正令にいたる約30年間は、地租改正がエジプト資本の形成としてではなく、外債償却というさし迫った必要から行なわれた時期であり、第1次大戦にいたって外債償却が完了したのである。しかし、サイーディーア法以来の私的土地所有権の方向は、この外債償却のためにとられた地租改正によって完成され、同時に外国資本の農業・土地への投資の法制的基礎を作ったのである。

第1表 農業の発展(1832~79年)(単位:1000)

年次	綿花		小麦		メイズ	
	面積 (フェック ター)	生産高 (カール ター)	面積 (フェック ター)	生産高 (アル デブ)	面積 (フェック ター)	生産高 (アル デブ)
1832		136		1,001		1,221
1833		56		1,450		910
1834		214		1,344		837
1835		144		950		1,010
1844		153	914	2,534	799	4,495
1871	699	2,044	1,200			
1872		2,299				
1875		2,928		6,662	1,884	10,503
1877		2,594	891		601	
1878		1,686	1,150		1,884	
1879	950	3,199	890		1,900	

(注) オブライエンも注意しているように、雑多な資料より作成され、かつ年次により資料の基準が違っているということから、おおまかな傾向をみるものにすぎない。なおこの資料は、発表に先だちオブライエン氏がとくに筆者にタイプコピーを提供されたものである。

(出所) P. K. O'Brien, *The Long Term Growth of Agricultural Production in Egypt, 1821 to 1962* (unpub. mimeo.), 1965, p. 4.

「ヨーロッパ内閣」と呼ばれたヌバル内閣に対するエジプト軍将校のクーデターにより、1879年、「ヨーロッパ内閣」は瓦解し、シェリーフ内閣の成立による立憲・自由主義、ついでリヤーズ内閣による「二重管理」体制への復帰を経て、1882年再度にわたる軍隊・国民党の反乱、すなわちアラビー革命が始まった。

アラビー革命は、復活したシェリーフ内閣＝自由・立憲主義勢力、ジャマルッディーン・アル・アフガーニーおよびムハンマド・アブドゥフを指導者とするウラマー勢力、およびアラビー大佐の指導する国民党・軍隊の三者による「二重管理」への抵抗であった。1883年、シェリーフ内閣に代わり、アラビーを陸相とする国民党内閣が成立、「名士議会」の支持のもとに「二重管理」体制の否定と軍隊のエジプト化が進むと、イギリスは軍事力を背景にしてアラビー等国民党指導者の国外退去を要求する最後通牒を突きつけ、逆に反「二重管理」体制運動が大衆化し、革命化させる結果となった。この年の夏、イギリスの武力干渉が始まり、アラビー革命軍は敗北した。そして1883年より、クローマー卿（当時サー・イヴリン・ベアリング）の1907年にいたる25年間の恩恵政策の時期がくる。

クローマーのエジプト統治の時期は、ほぼイギリスの軍事占領が1904年の英仏協商によって国際的に承認されるまでの時期に相当する。クローマー自身がこの協商の主導者の1人であった。しかしクローマーがエジプト内閣の協力を得て、諸制度の改革、外部経済施設の改善等に着手しうようになったのは、1891年から1907年にいたるムスタファ・ファハミー内閣の時期である。

クローマーの改革の集約点は、灌漑施設（1903年のアスワン・ダム完成を頂点とする）、農業技術、土地

制度、労働形態等を改善することによってエジプト地主制を確立し、その綿花モノカルチュアによって外債にみあう地租収入と綿花の輸出を確保することであり、財政的必要な観点が強かった。事実クローマーの統治期に外債の4分の3が償却されている。

この時期における農業生産の発展は、オプライエンによれば第2表のように試算されている。

クローマー統治の第2の集約点は、農業開発の進展とは逆に、工業、なかんずく木綿工業の発展を阻止すること、および各種製造業、商業の外国人（非ヨーロッパ系を含め）支配の道を助長したことにある。

第2表 (A) 耕地と作付け面積の拡大  
(単位: 1000フェッダーン)

年	耕地面積	作付け面積
1877	4,742	4,762
1895	4,874	6,431

(B) 1872/78期から1895/99期の農業発展指数

時期	総生産量	人口	耕地面積	作付け面積	per capita 収量	作付け単位面積当たり収量	耕地単位面積当たり収量	per capita 作付け面積
1872~78	100	100	100	100	100	100	100	100
1895~99	186	165	104	116	113	160	178	70

(C) 1895~1914年の農業発展指数

時期	総生産量	人口	農村人口	農業労働力	作付け面積	耕地面積	農業労働力当たり生産量	作付け面積当たり生産量
1895~99	100	100	100	100	100	100	100	100
1900~04	110	108	108	108	109	108	102	101
1905~09	116	116	117	118	113	109	98	103
1910~14	121	124	125	126	114	107	96	106

(出所) (A) P. K. O'Brien, *op. cit.*, p. 10.

(B) *Ibid.*, p. 22.

(C) *Ibid.*, p. 25, p. 28.

1899年の税制改革を最終的措置とする諸法令により、地租は法制的にまったく近代的な様相を帯び、1892年から1907年にいたる間に、地籍調査および賃貸価格調査が行なわれ、1889年地租改正令の適用が実現され、農業への資本投下の準備も完成された。外債処理銀行としてエジプトにはいったクレディ・リヨネは、1880年にその子会社クレディ・フォンシェを設立、またエジプト・ナショナル・バンク（1898年設立、イギリス系）は、1902年エジプト農業銀行を設立したが、これらは初め債務処理の形で農業＝綿花に外資が投入されたことを示している。それは綿作のための土地獲得、灌漑設備、綿花取引、エジプト人土地所有者への農業資金融資等に集中された。1900～07年の綿作投機ブームは、このような投資＝綿作投機の頂点をなすものであり、この間、ケース・イポテケール、エジプト・ランド・バンク、エジプト不動産銀行、クレディ・イポテケール等の設立があり、1900～07年の新設会社の資本の51%は土地会社のものであった。1887年度設立のアプキール・カンパニーは3万フェッダン（約1万2000町歩）を所有・経営するものであり、土地そのものへの投資とシェア・クロッパー制による直接経営の代表的なタイプであった。しかしこの方式は時を経ずして破綻し、エジプト地主層の綿作を金融・国際市場面から掌握する方向が現われたのである。この時期における外国の投資は、A・E・クラウチリーによれば第3表のとおりである。

こうしてエジプト地主制と其上にたつイギリスの金融・財政支配の原型が現われたのであり、ここにエジプト地主層、さらにエジプト農業全体が先進資本主義体制との関連において占める役割が決定づけられた。1884～93年、1894～1903年、および1904～13年の10年ごとの輸出平均をみる

第3表 (A) 1902年払込み資本別企業 (単位: 1000LE)

会 社	外国資本	国内資本	計
不動産銀行	10,525	—	10,525
銀行・金融会社	2,174	118	2,292
農用地・宅地会社	2,395	1,242	3,637
運輸会社	3,645	325	3,970
工業・商業会社	5,903	616	6,519
計	24,642	2,301	26,943

(B) 1902年国別払込み資本 (単位: 1000LE)

会 社	イギリス		フランス		ベルギー		その他		総 計	
	数	資本	数	資本	数	資本	数	資本	数	資本
不動産銀行	2	2,208	1	8,317	—	—	—	—	3	10,525
銀行・金融会社	3	2,096	1	63	—	—	1	15	5	2,174
農用地・宅地会社	3	903	1	559	3	933	—	—	7	2,395
運輸会社	3	1,725	—	—	3	1,384	1	536	7	3,645
工業・商業会社	16	3,045	3	2,609	4	249	—	—	23	5,903
総 計	27	9,977	6	11,548	10	2,566	2	551	45	24,642

(出所) (A) A. E. Crouchley, *The Investment of Foreign Capital in Egyptian Companies and Public Debt*, Ministry of Finance Technical Paper No. 12, Government Press, Cairo, 1936, p. 45. (B) *Ibid.*, p. 46.

と、綿花輸出は全輸出の78.3%、83.2%、90.9%となっている。そしてアレクサンドリアの綿花市場に原綿を持ち込むのはギリシャ商人であった。

この時期のエジプト海外貿易における綿花輸出の比重は、M・H・アッバースによると第4表のとおりである。

## II クローマー時代における資本主義 発展と伝統的社会

エジプト農業については、二つの対照的な見方がある。あるいは二つの見方というよりも、二つの側面というほうが妥当であろう。すなわち、そ

第4表 エジプト貿易に占める綿花輸出の比重

(単位: 100万エジプト・ポンド)

年	輸入総計	輸出総計	綿花・綿種子 輸 出
1 8 8 5	12,904	12,748	9,145
1 8 8 6	9,687	13,173	8,402
1 8 8 7	11,204	12,862	8,819
1 8 8 8	9,777	13,172	8,133
1 8 8 9	8,921	14,030	10,001
1 8 9 0	11,052	14,089	9,652
1 8 9 1	12,026	15,554	10,533
1 8 9 2	4,728	15,554	10,761
1 8 9 3	11,665	16,471	10,366
1 8 9 4	11,262	13,894	9,638
1 8 9 5	12,709	15,139	10,663
1 8 9 6	13,549	16,268	11,213
1 8 9 7	13,525	14,922	10,446
1 8 9 8	13,723	13,961	9,959
1 8 9 9	15,957	17,161	13,235
1 9 0 0	18,227	19,727	14,999
1 9 0 1	18,330	18,586	13,773
1 9 0 2	19,594	19,881	15,795
1 9 0 3	23,184	21,325	17,178
1 9 0 4	28,166	23,542	18,222
1 9 0 5	26,346	24,230	17,520
1 9 0 6	33,088	26,945	22,708
1 9 0 7	33,889	32,749	26,152
1 9 0 8	29,305	25,986	19,562
1 9 0 9	29,241	32,533	23,910

(出所) Mohamed Hosny Abbas, *Essai sur l'Évolution du Commerce Extérieur Égyptien*, Imp. C. Tsoumas & Co., Le Caire, 1946, p. 61.

の一つは、エジプト農業が土地生産性の面で他の低開発国一般にみられないような高さを早期に達成しているという側面である。灌漑設備の早くからの発達、多肥農法・三輪作農法、および優良種子の配給という型での農業技術の発達にささえられ、綿花を初めとする主要農作物の反当たり収量はきわめて高い<sup>(注1)</sup>。この方式は、アスワン・ダム第2期工事の完成期、すなわち1930年ごろに土地生産性のピークを達成している。他の一つは、エジプト農業が「封建的」な社会関係にしばられており、制度的にきわめて遅れているという側面である。エジプト農民という言葉は、しばしばもっとも劣悪な状態にある「隷農」をさす修飾語として用いられる。問題は、この二つの側面が、クローマー時代を起点とする地主的商品経済の発展

の極を示すものであるところにある。農業生産とその基底にあって生産を規制する制度的枠組みとの関連は、つねにエジプト農業研究者が好んで扱う課題であるが、伝統的社会構造の中心にある農村の大家族・共同体の問題については、エジプト資本主義の構造的特質という視角からとらえようとしたものは少ない。なぜならば、それは資本主義の構造的特質をなしていたという点で、また現在のアラブ社会主義の構造的特質をなしているという点で、きわめて政治的な問題であるからである。

かつてS・ガダッラーフは、第1次農地改革(1952年)について、「土地改革は小規模の独立農家を創設するという意図において失敗している。改革は、伝統的な大家族と親族集団の組織を解体しえず、かえってその相互関係を強化し、その機能の及ぶ範囲を広げた。……改革前には、大家族の成員は、家長から借りた土地で生計をたてていた。改革後においても、土地所有権は家長に与えられ、状況は変わっていない。……大家族の成員はなお、かれらの家長に与えられた土地から生計を得ているのである。協同組合の成立によって、大家族と親族集団は共通の農業上の役割を与えられた。つまり、改革前にはそれらは独自に農業に従事していたが、改革後には協同して土地を耕し、生産物を市場に出すための組織を作ることを余儀なくされた」<sup>(注2)</sup>と述べている。ここにエジプト農村の大家族共同体にふれることは、そのまま農地改革批判となるという側面が明確に指摘されている。このような、きわめて現代的意味をもつ大家族共同体を基底においたエジプト地主制の原型が、クローマー時代に形成されたのであり、乏しい資料にもかかわらず、これを避けて通ることはできない。

通説では、1899年の農地稅改正令が、農地稅の法制的な意味での近代化の措置とされ、ハッラージ稅賦課地とウシュリー稅賦課地との差別を解消し、通常稅と暫定稅に改正したところにその意義が求められている(註3)。つまり農地稅が保有・所有の身分的性質によって區別される原則から、土地の等級によって區別される原則に変わったのである。土地所有の法的觀念が、1899年の農地稅改正令によって根本的に改められ、賃貸價格を基礎とする稅額の決定、資本主義的な農業經營を可能ならしめる稅率の設定、地籍簿・地籍図を完備した土地台帳登記による所有の明示、および徵稅方法の公的機關化の4条件が、名目的であるにしても完備されたのである。この1899年の農地稅改正令が、1939年法令第113号および1949年法令第65号によって賃貸價格の再評価と稅率の引下げの2点を修正される形で原則的に繼承され、現在にいたっていることは、十分注目に値するものである。この法制的改革の画期的な性格と、その反面、現實の所有者=稅負擔者および個別的負擔稅額の確認方法が「共同体的慣行」にまかせられ、法制的改革がこの末端における「共同体的慣行」を追蹤する形で存在してきたことは、二律背反ではなく、法理的な近代制と法社會学的な旧守性が癒合してきたことを示している。このような二重の意味をもつ体制の原型がクローマー時代に形成されたのである(註4)。

このようなクローマー時代における傳統的社會と資本主義發展を、旧來の傳統的社會の轉機としてのクローマー時代という観点から検討してみたい。

第1に灌漑の側面から、クローマー時代の轉機としての意味と、そこに成立する地主制の原型についてふれてみよう。

エジプトにおいては、二つの灌漑方式がある。それはアル・ライイ・アル・ハウディーとアル・ライイ・アル・ダーイムであり、普通英語ではbasin irrigation と perrenial irrigation と訳されているものである。ここではハウド式灌漑とダーイム式灌漑としておく。ハウド式灌漑は19世紀後半まで支配的な型であり、クローマー時代からダーイム式が支配的であるとおおまかにみてよい。

さて、ハウド式灌漑においては、直接生産者・農民が耕作日程を独自にたてることができず、大きな地域にわたる共同体が耕作の単位となる。ナイル流域の大規模なハウド(溜池ともいうべき)を単位として灌漑の日程が組まれ、上流のハウドから順々に政府の指示によりハウドへの注水が行なわれる。ダーイム式灌漑においては、ナイル増水期の灌漑を基本とするハウド式灌漑と異なり、揚水ポンプによる恒常的な灌漑が可能となり、それによって他のアラブ地域にみられない独自の輪作農法が可能となり、作付け面積の急激な拡大となって現われている。ダーイム式灌漑においても、直接生産者・農民が耕作日程を独自にたてることはできないが、ハウド式灌漑にみられた大規模な灌漑単位(ハウド)に代わり、小規模な灌漑単位ごとに耕作の独自性をもつことが可能になった。平均灌漑単位面積を比較すれば、ハウド式においては、ナイル左岸で8200フェッターン(1フェッターン=1.013エーカー)、右岸で400フェッターンであったのに対し、ダーイム式においては20~30フェッターンが通常のハウドの規模となっている。したがって、ハウド式からダーイム式への転化は、小規模な灌漑単位の独自性、すなわちその地域の地主の独自性が生じていたことを意味している(註5)。

ハウド式からダーイム式への灌漑方式の転化は新田開墾と分村の進化を意味している。ハウド式

において冠水不十分な劣等地が、ダーイム式において優良地に転化され、また耕地の拡大がみられたのであるが、この場合、二つの型態、すなわち新田開墾が地主あるいは土地会社等によって行なわれるものと、母村の特定家族集団の移住によって行なわれるものがあった。19世紀末から20世紀初頭にかけての新田開墾の結果、いわゆるアズバ型態の農場が簇出したのであるが<sup>(注6)</sup>、その中心にあるものは地主あるいは土地会社によって開発されたアズバ型態農場である。1899年の農地税改正令において、開発中という条件で暫定税を課せられたのは、これらの新田開墾地であると推定されるが、通常税よりはるか低い税率に保護されて農場の発展が行なわれたのである。また村の長に免税地(10フェッダーン)が認められたが、これらも小規模なアズバ型態となって残っている。したがって、ハウド式からダーイム式への転化は、農業生産の内包的・外延的拡大の主要なない手として地主と土地会社をもち、アズバ型態農場を中心とする綿作の発展に対応するものであった。クローマー時代を転機とする農業生産力の発展は、アズバ型態農場において行なわれたのである。

第2に大家族制の側面から、クローマー時代を起点とする地主制にふれてみよう。

クローマー時代の大家族性の実態について直接それを示す資料は手元にない。エジプト農村における家族の実態調査は、A・アンマールに始まるといってよいが、戦後行なわれたJ・ベルク等の調査から得られる結論は次のとおりである<sup>(注7)</sup>。

(1) 家族集団の連帯・結合が強固に保たれている集団ほど、大規模な土地を所有している。各ナーヒア(共同体・大家族集団)の中で有力な指導的家族は、ほとんど例外なく家族集団の結合が強い。

(2) 家族集団の連帯・結合が弱化し、分散して居住している家族ほど、小規模な土地を所有するか、あるいは小作人、労働者である。各ナーヒアのうち、家族集団の結合が破れているものほど、家族集団の結合が強いものに従属する。

(3) 分村に当たっても、ナーヒアのうちのある家族集団、あるいは家族集団のうちのある家族がまず新田開墾地に移住し、それに続いて集団の移住が起こる。

(4) デルタ地帯農村から都市への移住に当たっても、都市に家族集団をもちこむ形で職業と居住区域が限定される。

(5) 多くのアズバ型態農場における労働力は、家族集団の結合を維持していない。

さて、アズバ型態農場の発展は、クローマー時代に始まるとされているが、また農地改革の対象となった巨大地主の系譜はイスマールからクローマー時代にさかのぼるとされているが、在村の中小地主の系譜については、それがイスマールあるいはクローマー時代を起点とするという確証は困難である。しかし、サイディーア法から南北戦争の綿花ブームの時期をもって、いわゆる「農民の黄金時代」と称すること、イスマールの後半から土地私有権確立の過程において土地所有の分化が著しくなったこと、またこの時期にナーヒアの中での指導的家族の交替が推定されること等から、一応在村地主・ナーヒアの指導的家族の系譜をクローマー時代に設定しても、あながち見当違いとはいえないであろう。

クローマー時代が転機としてもつ意義は、農民に対する賦役の廃止にも現われている。賦役は、元来灌漑設備の開さく・保持のため、ナーヒアごとに強制割当てされたものであるが、ムハンマド・アリー時代末とイスマール時代末との40年間



に賦役の直接徴収は半分に減じ、代金納制が導入されている。つまり代金納しえない農民が、直接労働を提供する形であるが、アラブ革命において、すべての農民に対する賦役徴集の廃止が要求され、税は人身に課せられるのではなく、土地に課せられるべきであるという原則が主張されるにいたっている。1885年、賦役制による労働力の徴集方法は、請負制に改正された。この請負制においては、政府の公共事業費と地主支配下の農村労働力が結合されているのであり、地主——差配——親方の系列下で徴収される農村の余剰労働力が前提として考えられる。

以上、クローマー時代における資本主義の導入とそれに対応する伝統的社会の変容について簡単に考察してみた。戦後の農地改革の対象となったエジプト地主制の原型は、以上に考察したように、クローマー時代に形成されたといつてよい。エジプト地主制が、古い社会関係を維持しながらも、いち早く農業生産力発展のにない手として、また商品生産農業のにない手として順応していったことは、その後の両大戦間におけるエジプト産業資本の発展とともに、十分注目されるべきであろう。

(注1) Maḥmūd El Imām, *A Production Function for Egyptian Agriculture, 1915—1955*, Institute of National Planning Memo, No. 259, Cairo 参照。また多肥農法に関しては、拙稿「エジプトにおける農業協同組合に関する覚書」(『アジア経済』第5巻第12号, 昭和40年) 参照。ちなみに、化学肥料の投入は、P・K・オブライエンの試算によれば、1915～19年を100とすると、1925～29年に387, 1935～39年に910, 1945～49年に600, 1955～59年に1528となっており、戦後とくに急増している。

(注2) M. S. S. Gadalla, "Land Reform in Relation to Social Development of the Farm Population in Egypt" (unpub. Ph. D. Thesis), Univ. of Missouri, 1960, pp. 206～207. ただしガダッラーフは、この博士論文を基にした著書、*Land Reform in*

*Relation to Social Development in Egypt* (Univ. of Missouri Press, 1962) において、この部分を削除している。昭和40年度の現地調査の際、同氏にその理由をただしたところ、同氏はこの問題がエジプト農村の基本的な構造にかかわるものであることを肯定したうえで、いま政府および研究者の第一関心となっていないという説明をしていた。

(注3) 所有が身分の格差によって免税された土地は、1854年、10分の1の現物税を支払うべき規定により、ウシュリー課税地という範疇が設定された。1858年のサイディエーア法によって、ウシュリー課税地の完全所有権とハッラージ課税地の抵当権、売買権、譲渡権、借地権が認められ、私有権確立の第一歩が始まったが、なおウシュリー税とハッラージ税の差が著しく、ハッラージ税は同一等級とみなされる土地について、ウシュリー税の4～5倍とみられていた。このウシュリー税の暫定税への切替えにより、旧ウシュリー課税地の所有者および新規の国有地払下げを受けた者は、暫定税によって農業経営上、有利な立場をもつことができたのである。

(注4) この問題については、拙稿「エジプトにおける1899年の農地稅改正令について」、『土地制度史学』第21号, 昭和39年, を参照。

(注5) 私的土地所有権の確立に伴い、私的水利権の確立が生じた。この場合、2カ村以上の耕地を灌漑する水利幹線の権利は国家にあり、それ以下の支線の権利は、私的水利権として個人の手に戻した。しかし水利権をめぐる争いのあるたびに、この私的水利権を国家の手に回収する方向がみられる。

(注6) 元来、エジプトにおいては、村の居住地外の耕地に、いかなる建造物を設けることも禁止されていた。ところが、ダーイム式灌漑の発達とともに、農業生産の発展の結果、村から離れた集落の発達がみられ、この集落がアズバと称せられた。法的には1913年、耕地へのアズバ建設が承認されている。現在、村(行政村)の数4300に対し、アズバ数は1万5000と推定されている。

(注7) 拙稿「アラブ連合共和国農地改革の評価作業に関する覚書」(昭和37年度産業構造第5～1, 中近東産業構造委員会報告, アジア経済研究所, 昭和38年) を参照。

(付記) 本稿は昭和40年度「現代アラブ連合の総合研究」研究会の報告の一部である。

(調査研究部中東調査室長)